

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 4 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を行う
医療機関における行政検査の委託に関する契約等について

今般、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」の保険適用に伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号。令和2年5月13日最終改正。）及び「新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について」（令和2年5月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を发出したところであるが、迅速診断キットの供給先と行政検査の委託に関して下記の通りとするので、御了知の上、対応をお願いする。

＜参考＞本通知の概要

- ・ 迅速診断キットを使用する医療機関※について、行政検査に関する委託契約を締結していない場合、適切な感染対策等がとられている医療機関であることを確認の上、速やかに契約を締結すること。
 - ※ 特に、特定機能病院、救命救急センター、へき地医療拠点病院等これまで契約を締結していない医療機関に留意。
 - ※ すでに契約を締結している場合は改めて締結することは不要。
- ・ その際、後日契約を締結する旨を都道府県等と医療機関の間で合意した上で、契約締結を待たず、実施できる。（遡及適用が可能）
- ・ なお、契約先医療機関が多数となる場合には、地域の医師会や病院団体等に取りまとめていただき、集合契約として締結することも可能。
- ・ 厚生労働省から迅速診断キット配布先を都道府県へ情報提供する。
- ・ 契約を締結した医療機関名、抗原検査実施状況は厚生労働省へ報告する。
- ・ 都道府県等においては、PCR 検査、抗原検査それぞれの検査数及び陽性数を各自治体の HP に公表すること。

記

- 迅速診断キットの供給先等については、今月中は、都道府県や医療機関ごとの迅速診断キットへの需要や緊急性を踏まえ、優先順位付けをした上で、以下の医療機関へ配布する。詳細な優先順位付けについては、「新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について」（令和2年5月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照。
 - ・帰国者接触者外来や地域外来・検査センター等
 - ・特定機能病院
 - ・救命救急センター、感染症指定医療機関
 - ・へき地医療拠点病院
- 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約を締結していない医療機関※については、速やかに適切な感染対策等がとられている医療機関であることを確認の上、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として、行政検査（PCR検査及び抗原検査）の委託契約を締結すること。
 - ※ 特に、特定機能病院や救命救急センター、へき地医療拠点病院などに留意が必要
- なお、既に新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査（PCR検査）の委託契約を締結している医療機関については、改めて契約を締結せずとも、行政検査として、抗原検査を実施することが可能。次の契約時に契約書に変更することをもって足りるものとする。（なお、契約当事者に意義がある場合は除く。）
- この際、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号。令和2年5月13日最終改正。）の（2）①に記載のとおり、当該委託契約は遡及して締結することができることから、契約は後日遡及して締結することを都道府県等と医療機関の間で合意した上で、契約締結を待たずに、行政検査（PCR検査及び抗原検査）を実施して差し支えないことに留意すること。
- また、新たに行政検査（PCR検査及び抗原検査）の委託契約の締結する医療

機関が多数となる場合には、「地域外来・検査センター運営マニュアル（第2版）」（令和2年5月13日）の4の1）①に記載のとおり、「地域の医師会や病院団体等に取りまとめていただき、集合契約として締結することも可能である」こと。

- 上記医療機関のうち、どの医療機関に迅速診断キットが供給されたかについては、厚生労働省から都道府県等へ当面、毎日、情報提供する。
- 上記契約を締結した医療機関名及び迅速診断キットによる検査実施状況等については、「帰国者・接触者外来等」受診者数等の報告依頼について（令和2年5月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、都道府県が保健所設置市及び特別区の実績等も取りまとめて厚生労働省へ報告すること。

以上